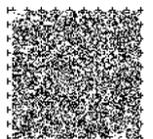


第6章

資料編



1 調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画改定委員会要綱

調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画改定委員会要綱

令和4年11月25日要綱第104号

調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画改定委員会要綱

第1 設置

健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画としての調布市民健康づくりプラン（平成30年3月策定。以下「プラン」という。）及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に規定する市町村食育推進計画としての調布市食育推進基本計画（平成30年3月策定。以下「計画」という。）の改定について、市民と市の協働による検討を行うため、調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画改定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 所掌事項

委員会は、次の各号に掲げる事項を調査検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) プラン及び計画の改定案の作成に関すること。
- (2) プラン及び計画の改定に向けた調査研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 構成

委員会は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる委員（以下「委員」という。）11人以内をもって構成する。

- (1) 市民 3人以内
- (2) 調布市民健康づくりプラン推進連絡会要綱（平成18年調布市要綱第2号）第3に規定するメンバー（同要綱第3第1号，同第4号，同第7号，同第10号，同第15号，同第17号，同第20号に該当するものに限る。） 7人以内
- (3) 生活文化スポーツ部農政課職員 1人

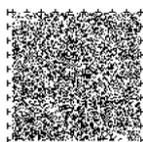
第4 任期

委員の任期は、市長が依頼し、又は任命した日から令和6年3月31日までとする。

第5 会長及び副会長

委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。



第6 招集

委員会は、会長が招集する。

第7 意見の聴取等

会長は、委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 庶務

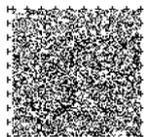
委員会の庶務は、福祉健康部健康推進課において処理する。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

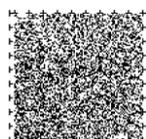
附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。



2 調布市民健康づくりプラン・食育推進基本計画改定委員会 委員名簿

	所属	氏名
会長	福祉健康部保険年金課	荒谷 太郎
副会長	市民委員	尾川 道代
	市民委員	稲垣 法子
	市民委員	川西 富士子
	(福) 調布市社会福祉協議会	浜口 絵美
	行政経営部企画経営課	田畑 凜子
	生活文化スポーツ部スポーツ振興課	岡部 瑞希
	子ども生活部児童青少年課	山崎 守 (令和5年9月30日まで) 穴戸 千恵 (令和5年10月1日から)
	教育部学務課	土谷 喜美子
	調布市立第五中学校	井久保 礼乃
	生活文化スポーツ部農政課	秋山 雄亮



3 調布市民健康づくりプラン推進連絡会要綱

調布市民健康づくりプラン推進連絡会要綱

平成 18 年 1 月 13 日要綱第 2 号

改正 令和 5 年 3 月 20 日要綱第 26 号

調布市民健康づくりプラン推進連絡会要綱

第 1 設置

関係部署及び関係機関が連携し、健康づくりに関する情報の共有や現状認識を行うとともに、健康知識を深め健康意識の高揚を図ることにより、調布市民健康づくりプラン（以下「プラン」という。）で掲げる基本目標を達成し、もって市民の健康増進に寄与するため、調布市民健康づくりプラン推進連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

第 2 所掌事項

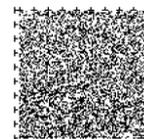
連絡会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) プラン推進のための各部署及び関係機関の連携に関すること。
- (2) プランを推進していると市長が認める団体への情報提供等の協力に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

第 3 構成

連絡会は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる者（以下「メンバー」という。）24 人以上をもって構成する。

- (1) 社会福祉法人調布市社会福祉協議会職員 1 人
- (2) 社会福祉法人調布市社会福祉事業団職員で調布市子ども家庭支援センターすこやかに勤務するもの 1 人
- (3) 公益社団法人調布市スポーツ協会職員 1 人
- (4) 行政経営部企画経営課職員 1 人
- (5) 行政経営部広報課職員 1 人
- (6) 生活文化スポーツ部文化生涯学習課職員 1 人
- (7) 生活文化スポーツ部スポーツ振興課職員 1 人
- (8) 子ども生活部保育課職員 1 人
- (9) 子ども生活部子ども家庭課職員 1 人
- (10) 子ども生活部児童青少年課職員 1 人
- (11) 福祉健康部福祉総務課職員 1 人
- (12) 福祉健康部高齢者支援室職員で高齢者福祉を担当するもの 1 人
- (13) 福祉健康部障害福祉課職員 1 人
- (14) 福祉健康部健康推進課職員 1 人
- (15) 福祉健康部保険年金課職員 1 人
- (16) 環境部環境政策課職員で生活環境を担当するもの 1 人
- (17) 教育部学務課職員 1 人
- (18) 調布市東部公民館長の指定する職員 1 人
- (19) 調布市立小学校に勤務する養護教諭 1 人



(20) 調布市立中学校に勤務する養護教諭 1人

(21) 前各号に掲げる者のほか、福祉健康部長が必要と認める者

第4 任期

メンバーの任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5 リーダー及びサブリーダー

連絡会にリーダー及びサブリーダーを置く。

2 リーダーはメンバーが互選し、サブリーダーはリーダーが指名する。

3 リーダーは、連絡会を代表し、会務を総理する。

4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

第6 招集

会議は、リーダーが招集する。

第7 部会

第2に規定する所掌事項に関する特定の事項を検討するため、必要に応じ、連絡会に部会を置くことができる。

2 部会は、リーダーが指名するメンバー（以下「部会員」という。）をもって構成する。

3 部会にチーフを置く。

4 チーフは、部会員のうちから、リーダーが指名する。

5 チーフは、部務を掌理し、部会の経過及び結果を連絡会に報告する。

6 部会は、チーフが招集する。

7 チーフは、部会の運営上必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 意見の聴取

リーダーは、連絡会の運営上必要があると認めるときは、メンバー以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第9 庶務

連絡会の庶務は、福祉健康部健康推進課において処理する。

第10 雑則

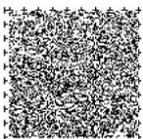
この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月14日から施行する。

附 則（令和5年3月20日要綱第26号）

この改正は、令和5年4月1日から施行する。



4 調布市健康づくり推進協議会条例

調布市健康づくり推進協議会条例

昭和 56 年 4 月 1 日条例第 14 号
改正 平成 19 年 3 月 22 日条例第 6 号

調布市健康づくり推進協議会条例

(設置)

第 1 条 市民の総合的な健康づくりを積極的に推進するため、調布市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、前条の目的を達成するために必要な各種健康診査事業、健康相談、保健栄養指導、健康教育等について協議し、答申する。

(組織)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員 15 人以内で組織する。

- (1) 調布市医師会会員 3 人以内
- (2) 調布市歯科医師会会員 2 人以内
- (3) 調布市薬剤師会会員 2 人以内
- (4) 保健衛生事業に関し学識経験のある者 5 人以内
- (5) 東京都多摩府中保健所職員 1 人
- (6) 市職員 2 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

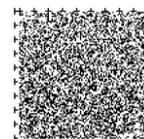
(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。



(定足数及び表決数)

第7条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 協議会に、必要に応じ部会を置く。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を協議会に報告する。

(意見聴取)

第9条 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉健康部において処理する。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

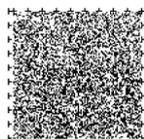
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。



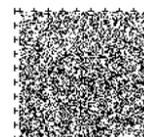
5 計画改定の経過

(1) 意識調査

調査	年月日	主な内容
調布市民の健康づくりに関する意識調査	令和4年 10月5日～26日	1. 対象（無作為抽出） ・成人（20歳以上の男女）4,000人 ・中高生 800人 2. 主な調査内容 ・栄養・食生活 ・睡眠 ・飲酒 ・心の健康 ・たばこ ・日頃の健康管理 ・口と歯 ・がん ・運動 ・属性 ・自由意見

(2) 調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画改定委員会

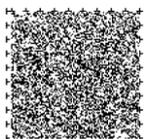
回	年月日	主な内容
第1回	令和5年 5月11日	1. 委員会について 2. 委員・事務局紹介 3. 会長・副会長選出 4. 調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画について 5. 調布市民の健康づくりに関する意識調査の実施結果について 6. 改定計画の骨子について
第2回	令和5年 6月12日	1. 前回の骨子案に対するご意見について 2. 調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画について（素案） 3. グループワーク
第3回	令和5年 7月20日	1. (仮称) 調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画（原案）及び前回の素案に対するご意見について 2. 主な事業について 3. 基本理念について 4. 評価指標



回	年月日	主な内容
第4回	令和5年 10月19日	1. (仮称) 調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画(素案)について ・健康づくり推進協議会委員からの意見を受けての変更点 ・基本理念の考え方 ・評価指標について 2. 計画名称について
第5回	令和6年 1月26日	(仮称) 調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画について ・パブリック・コメントの実施結果について ・計画名称について

(3) 調布市民健康づくりプラン推進連絡会

年度・回	年月日	主な内容
令和5年度 第1回	令和5年 6月30日	1. 連絡会について 2. 委員・事務局紹介 3. 会長・副会長選出 4. 「調布市民の健康づくりに関する意識調査」結果報告 5. (仮称) 調布市民健康づくりプラン・食育推進基本計画について 6. グループワーク「基本施策の主な事業について」
令和5年度 第2回	令和5年 12月27日	(仮称) 調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画について ・パブリック・コメントの実施結果について ・他計画との整合性について

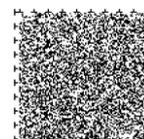


(4) 調布市健康づくり推進協議会

年度・回	年月日	主な内容
令和5年度 第1回全体会	令和5年 7月4日	(仮称)調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画の改定について <ul style="list-style-type: none"> ・「調布市民の健康づくりに関する意識調査」結果報告 ・(仮称)調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画(素案)について ・健康づくり推進協議会委員からの意見を受けての考え方
令和5年度 成人保健部会	令和5年 9月26日	(仮称)調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画の改定について <ul style="list-style-type: none"> ・前回からの変更点
令和5年度 第2回全体会	令和6年 2月16日	(仮称)調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画の改定について <ul style="list-style-type: none"> ・計画名称について ・前回からの変更点

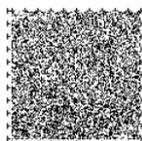
(5) パブリック・コメント

会議等	年月日	主な内容
パブリック・コメント	令和5年 11月9日～12月8日	1. 案の公開場所 健康推進課, 市公共施設等 2. 提出件数 72件(22人)

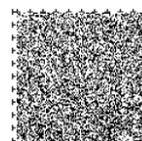


6 用語解説

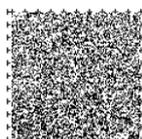
	用語	説明	掲載ページ
あ行	ICT	Information and Communication Technology の略。情報処理及び情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称。	P 9
	一次予防	一次予防, 二次予防, 三次予防とは予防医学の用語であり, 介入する対象と時期によって分類したもの。一次予防とは, 生活習慣を改善して健康を保持・増進し, 病気にかからないようにすること。	P 2, P 9
	う歯	むし歯。歯の硬組織の表面が細菌の酸産生により崩壊され, エナメル質やセメント質から象牙質へと進行し, 実質欠損を形成する代表的な歯の疾患。	P 16, P 24 P 80
	LDL コレステロール	悪玉コレステロールと呼ばれるコレステロールの一種。増えすぎると, 血管の内側に付着・蓄積し, 動脈硬化を進行させる。	P 16, P 25, P 81
	オーラルフレイル	口の機能低下, 食べる機能の障害, 更には心身の機能低下までつながる負の連鎖が生じてしまうことに対して警鐘を鳴らした概念。	P 41, P 43 P 44
か行	かかりつけ医	健康に関することをなんでも相談でき, 最新の医療情報を熟知して, 必要な時には専門医, 専門医療機関を紹介してくれる, 身近で頼りになる地域医療, 保健, 福祉を担う総合的な能力を有する医師。	P 16, P 24 P 45, P 46 P 47, P 54 P 55, P 80
	かかりつけ歯科医	安全・安心な歯科医療の提供のみならず医療・介護に係る幅広い知識と見識を備え, 地域住民の生涯に亘る口腔機能の維持・向上をめざし, 地域医療の一翼を担う者としてその責任を果たすことができる歯科医師。	P 16, P 24 P 41, P 45 P 46, P 47 P 55, P 80
	かかりつけ薬局	薬を安全・安心に使用していただくため, 処方薬や市販薬など, あなたが使用している薬の情報を一カ所でまとめて把握し, 薬の重複や飲み合わせのほか, 薬が効いているか, 副作用がないかなどを継続的に確認・相談する薬局。	P 24, P 45 P 46, P 47 P 55, P 80
	感染症法	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を指す。	P 2, P 8
	緩和ケア	がん患者とその家族が, 可能な限り質の高い治療・療養生活を送れるように, 身体的症状の緩和や精神心理的な問題などへの援助が, 終末期だけでなく, がんと診断された時からがん治療と同時に行われることが求められている。	P 49, P 50



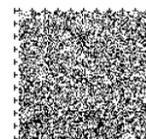
	用語	説明	掲載ページ
	共食	誰かと一緒に食事をする事。家族や友人、親戚、地域の人など、共に食事をとりながらコミュニケーションを図り、食の楽しさや食事マナーの習得、食文化の継承などを経験すること。	P10, P26 P66, P70
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。	P17, P24 P39, P80
	KDB	国民健康保険中央会が開発したデータ分析システム。特定健康診査結果やレセプト、介護保険等に係る情報を利活用し、統計情報等を保険者向けに情報提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築された。	P24, P25 P80, P81
	KPI	Key Performance Indicatorの略。組織が目標を達成するために重視する指標を意味する。	P8
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。	P2, P3 P9, P10 P14, P23 P53, P80
	口腔	口からのどまでの空洞部分（口の中のこと）。食べる機能や、会話をしてコミュニケーションを取る機能などがある。	P24, P41 P43, P44 P45, P63
	合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。	P13
	子ども食堂	地域住民等による民間発の取組として無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する子ども食堂等が広まっており、貧困対策だけでなく、家庭における共食が難しい子どもたちに対し、共食の機会を提供する取組。	P66
さ行	GO及びGの者	GO：歯ぐきに軽度の炎症が見られるが、歯石は付いていない状態。適切な自己管理により健康な状態に改善できる。 G：歯ぐきに炎症が見られる状態。適切な自己管理のほか、歯科医院での検査や治療が必要になる。	P16, P41
	自殺死亡率	人口10万人当たりの自殺者数のこと。	P19, P35
	歯周ポケット	歯周病にかかった際、歯と歯ぐきの正常な付着が破壊され、歯と歯ぐきの間にできる隙間。歯周病の進行に伴って深くなる。	P16, P24 P41, P80
	収縮期血圧	心臓が収縮したときの血圧のことを収縮期血圧という。拡張したときの血圧のことを拡張期血圧という。	P25, P81



	用語	説明	掲載ページ
	食品ロス	食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。	P26, P60 P66, P68 P81
	生活の質	人々の生活を物質的な面から量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。	P10, P48 P50
た行	地産地消	地域で生産されたものをその地域で消費するだけでなく、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者を結び付ける取組。消費者が生産者と「顔が見え、話ができる」関係で地元の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図ることと位置付けている。	P18, P20 P26, P60 P66, P67 P68
	データヘルス	医療保険者が診療報酬明細書（レセプト）及び健診データの分析を行った上で、加入者の健康状態に即したより効果的・効率的な保健事業を指す。近年、健診やレセプトなどの健康医療情報は、平成20年の特定健診制度の導入やレセプトの電子化にともない、その電子的管理が進んでいる。これにより、従来は困難だった電子的に保有された健康医療情報を活用した分析が可能となってきた。	P9
は行	BMI	肥満度を表す指標として国際的に用いられている体格指数で、 $[\text{体重(kg)}] \div [\text{身長(m)}]^2$ で求められる。	P24, P80
	HPV	HPV(ヒトパピローマウイルス)は、子宮頸がんを始め、肛門がん、膣がんなどのがんや尖圭コンジローマ等多くの病気の発生に関わっている。特に、子宮頸がんにかかる若い女性が増えている。HPV予防接種は、子宮頸がんをおこしやすいタイプであるHPV16型と18型の感染を防ぐことができる。ワクチンと併せて、子宮頸がん検診を受診することを推奨。	P49, P50 P54
	肥満傾向児	性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者である。	P24, P80
	フードドライブ	家庭や事業者から持ち寄った食品を市内福祉施設等へ提供する。	P66, P68
	ふれあい給食	学校の空き教室を利用し、ひとり暮らし等の高齢者に学校給食を会食方式で提供するとともに、趣味活動等を通じ、孤独感の緩和と介護予防を図る事業。	P66



	用語	説明	掲載ページ
	ブレスト・アウェアネス	乳がんを早期に発見するために、日頃から乳房の状態を意識する生活習慣のこと。	P49, P50
	HbA1c (ヘモグロビン・エーワンシー)	過去1～2か月の平均的な血糖の状態をみるもの。	P16, P25 P81
	PDCAサイクル	行政や企業の経営を継続的に改善する取組として、多くの自治体を取り入れている考え方。PDCAはPlan(計画), Do(実行), Check(評価), Action(改善)の略。	P74
ま行	メタボリックシンドローム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態を指す。日本では、ウエスト周囲径(おへその高さの腹囲)が男性85cm・女性90cm以上で、かつ血圧・血糖・脂質の3つのうち2つ以上が基準値から外れると、「メタボリックシンドローム」と診断される。	P16, P19 P25, P39 P54, P55 P56, P81
や行	要介護	日常生活上の基本的動作についても、自分で行うことが困難であり、何らかの介護を要する状態。	P15
	要支援	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。	P14, P15
ら行	ライフコースアプローチ	胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりのこと。	P9, P10
	ライフステージ	人の一生を、乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期などに分けた場合の、それぞれの段階。	P10, P23 P26, P31 P33, P41 P43, P48 P52, P55 P56, P60 P61, P64
	65歳健康寿命(要支援1以上)	65歳の人何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受けるまでの年齢を平均的に表したもの。	P14, P23 P80



7 指標の出典一覧

	指標	現状値 (令和4年度)	目標 (令和11年度)	出典
全体	健康寿命	男性81.64歳 女性83.10歳	上げる	とうきょう健康 ステーション 65歳健康寿命
基本目標1 健康的な生活習慣の実践に向けた取組促進	運動習慣者(週2回以上)の割合	45.5%	上げる	意識調査
	運動やスポーツをしている子どもの割合	66.7%	上げる	意識調査
	睡眠時間が6~9時間(60歳以上については、6~8時間)の人の割合	57.0%	上げる	意識調査
	ゲートキーパー養成講座参加者数	381人	上げる	事務報告書
	中学生・高校生の飲酒の割合	8.7%	0%	意識調査
	20歳以上の喫煙の割合	11.9%	6.1%	調布市民意識調査
	中学生・高校生の喫煙の割合	0.9%	0%	意識調査
	妊婦中の喫煙者数	9人	0人	ゆりかご調布面接
	むし歯(う歯)のない人の割合(3歳児)	96.7%	上げる	調布市3歳児 歯科健診 健診結果
	歯周ポケットの深さが4mm以上の人の割合(40歳)	42.0%	下げる	歯周病検診結果
	過去1年間に歯科健診を受診した人の割合	成人 41.5% 中高生 52.3%	上げる	意識調査
	児童・生徒における肥満傾向児の割合	小4男子 8.8% 小4女子 5.6%	下げる	北多摩南部保健 医療圏保健医療 福祉データ集
	BMI20以下の高齢者(65歳以上)の割合	9.8%	下げる	KDB データ 健康増進健診結果
	かかりつけ医がいる人の割合	53.9%	上げる	意識調査
かかりつけ歯科医がいる人の割合	50.3%	上げる	意識調査	
かかりつけ薬局を持っている人の割合	24.5%	上げる	意識調査	



	指標	現状値 (令和4年度)	目標 (令和11年度)	出典
基本目標2 健康づくりのための環境整備	がん検診の受診割合(5がんを掲載)※1	胃がん 25.0% 肺がん 0.7% 大腸がん 30.2% 子宮頸がん 9.0% 乳がん 10.6%	上げる	とうきょう健康 ステーション がん検診の 統計データ
	調布市受動喫煙防止条例を知っている人の割合	51.7%	上げる	調布市民意識調査
	受動喫煙(家庭・職場・飲食店)の機会を有する人の割合	26.6%	下げる	意識調査
	収縮期血圧 140 mm Hg 以上の人の割合	18.3%	下げる	KDB データ 健康増進健診結果
	LDL コレステロール 160 mg/dl 以上の人の割合	12.1%	下げる	KDB データ 健康増進健診結果
	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合	27.5%	下げる	KDB データ 健康増進健診結果
	HbA1c6.5%以上の人の割合	7.0%	下げる	KDB データ 健康増進健診結果
基本目標3 食を通じたことからの健康づくり	近所づきあいをしていない人の割合	9.9%	下げる	調布市民 福祉ニーズ調査
	朝食を欠食している人の割合	21.7%	下げる	意識調査
	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合	35.3%	50%	意識調査
	野菜不足と感じている人の割合	36.0%	下げる	意識調査
	減塩を意識している人の割合	29.8%	上げる	意識調査
	食事(夕食)が楽しい人の割合	73.2%	上げる	意識調査
	食べ物を大事にする人の割合	64.1%	上げる	意識調査
	食品ロスを減らす心がけとして食べ残しをしない人の割合	68.2%	上げる	意識調査
	むせたり誤嚥したりしないように気をつける人の割合	16.9%	上げる	意識調査
	食事のマナー(挨拶, 箸使い等)を大切にす る人の割合	34.0%	上げる	意識調査
	意識的に調布産の農産物を購入している 人の割合	32.6%	上げる	意識調査
	郷土料理や伝統料理・行事食などを受け継 いでいると感じている人の割合	30.0%	上げる	意識調査
調布っ子食育マイスター認定者数※2	18人	20人	事務報告書	

※1 令和3年度値

※2 現状値は対面型で実施した令和元年度の人数, 令和2年度から4年度までは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため通信型で実施, 目標値は対面型の実施人数



登録番号
(刊行物番号)

2023-178

調布市みんなの健康・食育プラン（第4次）

発行日 令和6年3月

発行 調布市

編集 福祉健康部健康推進課

〒182-0026

東京都調布市小島町2-33-1

文化会館たづくり西館保健センター

電話 042-441-6100

FAX 042-441-6101

メール kenkou@city.chofu.lg.jp

